



しぶや青色

平成22年11月号 第487号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

渋谷税務署・東京税理士会渋谷支部・(社)渋谷青色申告会・東京商工会議所渋谷支部 共催

「青色決算説明会・消費税等説明会」のご案内

<説明事項>

1. 所得税の青色申告決算書の作成及び青色申告特別控除の適用要件（貸借対照表の説明を含む）についてなど
2. 消費税等の届出に関する手続き、課税売上高の判定、課税売上げの区分整理の方法及び申告書の書き方についてなど
3. 国税電子申告・納税システム（e-tax）の概要及び利用開始に当たっての手続きについてなど
4. その他、年末調整の仕方についてなど

<開催日時・会場等>

開催日時		説明事項	会場	
12月 8日（水）	午前9時30分～11時30分	不動産所得	商工会館 2階大研修室	渋谷1-12-5
	午後1時30分～4時00分	事業所得		
12月 9日（木）	午後1時30分～4時00分	事業所得	恵比寿社会教育館 展示室	恵比寿2-27-18
12月15日（水）	午後1時30分～4時00分	事業所得	初台区民会館 大集会場	初台1-33-10

※消費税関係についての説明は、税理士の方に講師をお願いしています

<その他>

1. 「消費税の青色申告決算書」「青色申告決算書の手引き」「決算書の書き方」及び筆記具を携行してください
2. 年末調整関係書類・給与支払報告書などの用紙を配布いたします
3. 会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
4. 恵比寿地域の会場は、前年と変更になっておりますのでご注意ください

★ お済みですか？ 消費税の届出 ★



◎ 消費税課税事業者について

平成20年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が1,000万円を超える場合は、平成22年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書の提出等が必要になります。

消費税の課税事業者に該当される場合には、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎ 簡易課税制度選択届出書について

平成21年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が5,000万円以下の方は、平成23年分について簡易課税制度を選択することができます。

平成23年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず平成22年12月31日までに提出して下さい。

※ 簡易課税制度のほか、消費税の仕組みや手続きなどについて詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）もご利用ください。



12月の税務相談日

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

日 時 12月15日(水) 午前10時～午後4時 (お一人約1時間を予定)

場 所 (社) 渋谷青色申告会館 費 用 無 料

税務署からのお知らせ

～ 相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等
に基づく年金の税務上の取扱いの変更について ～

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。
詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧くださいか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問合せ先】渋谷税務署 Tel 03-3463-9181

自動音声の案内に従い、「0」を選択してください。

(東京国税局からのお知らせ)

○ 事前照会に対する文書回答手續をご利用ください！

納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。

納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会を受けた場合には、一定の要件の下に文書回答を行います。この手續きは、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくため、照会内容・回答をホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です)。

なお、文書回答手續の詳細については、国税庁ホームページを参照してください

(「税について調べる」⇒「税の相談」の「事前照会」⇒「事前照会に対する文書回答手續」⇒「概要」)。

ご不明の点につきましてはお近くの税務署にお尋ねください。

※国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

* 小規模企業共済制度が充実します *

平成23年1月1日から新しい法律が適用され
『事業主の「共同経営者」も加入の対象となります』

(事務局での受付は
1月5日からになります)

共済加入対象者が、個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます
(2人まで。個人事業主の親族でなくても「共同経営者」であれば加入できます)。

共同経営者とは、以下の①・②の両方の条件を満たしている方々です。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしていること、
または事業に必要な資金を負担していること」
※①の例) ・資金の新規確保する際に、決定の場に参加している
・事業資金の借入れ際し連帯保証人や保証人であること など
- ②「事業の執行に対する報酬を受けていること」を条件とします。

加入手続き等につきましては、詳細が決まり次第お知らせいたします。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
<http://www.smri.go.jp/kyosai/>
共済相談室 TEL 050-5541-7171

お問合せは
(社) 渋谷青色申告会 TEL3463-7043
小原まで

● 都税のお知らせ ●

11月は個人事業税第2期分の納期です


8月にお送りした納付書により、11月30日(火)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替^{※2}
- ③ コンビニエンスストア^{※3}

＜利用可能なコンビニエンスストア＞


エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス
スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン (50音順)

- ④ 金融機関^{※1}・郵便局の  (ペイジー)対応のATM^{※4}、インターネットバンキング^{※4}、モバイルバンキング^{※4}

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-5912-7520) へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

東京都 主税局

検索 

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 個人事業税係 電話 (03) 3463-4311 (代表)

10月17日(日) 秋の日帰りバス旅行 実施
桔梗屋信玄餅包み体験と湯つたりのんびり



ホテル鐘山苑『美健の膳』の旅



く
忍野八海
く



く
鐘山苑・庭園
く



11月6日(土)・11月7日(日)

**第33回渋谷区くみんの広場
 ふるさと渋谷フェスティバル 開催**

今年は、税務関係六団体のテントにて税金クイズを行いました。
 クイズにお答えいただいた方にもれなくお花を差し上げました。



12月1日(水)より、決算・確定申告指導のご予約受付開始！！

別紙スケジュール表をご覧のうえ、ご都合の良い日時をお申込下さい。
 ご予約は1月21日(金)以降となります。

なお、平成22年分の確定申告期限は所得税3月15日(火)、消費税3月31日(木)になります。決算・確定申告のご予約・各種イベントのお申込は事務局まで

**★12月事務局では毎週土曜日の午前中就業いたしております。
 なお、御用納めは28日(火)。新年は1月5日(水)より就業いたします。**